

津島市飛散防止フィルム貼付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民に対して飛散防止フィルムの貼り付けを推進することにより、災害時の窓ガラスの飛散による被害を防止、又は軽減することで安全の確保の増進を図ることを目的とする。また、発災時に破損ガラスが避難行動に与える危険性への気づきを促し、市民自らが他の窓ガラスにも対処することで、自助意識の向上を図り、さらなる被害の軽減につなげることも目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飛散防止フィルム ガラスが割れた際に破片の飛び散りを防止するフィルムをいう。
- (2) 飛散防止フィルム貼付事業 発災時等に窓ガラスの飛散により被害が生じうる窓ガラスに対し、飛散防止フィルムを2枚分（1枚あたり120cm×200cm）の範囲内で貼り付けることをいう。

(事業の委託)

第3条 市長は、この飛散防止フィルム貼付事業（以下「事業」という。）を、飛散防止フィルムの貼付業務を遂行できる事業者（以下「事業者」という。）に委託するものとする。

(対象住宅)

第4条 この事業は、津島市民個人が自ら居住する目的で所有する、市内にある居住実態のある住宅を対象とする。

(利用条件)

第5条 この事業の利用は、1世帯につき1回とする。

- 2 前項に規定する世帯数は、固定資産税の「小規模住宅用地」に係る世帯数等を参考に判断するものとする。
- 3 市長は、前項に規定する税務情報の取得に際しては、事前に所有者等の同意を得たうえで税務部門に照会しなければならない。

(受付件数)

第6条 この事業は、単価に応じて予算の範囲内で最大の件数を受付できるよう受付件数を増減する。

(申請)

第7条 この事業を利用する者（以下「申請者」という。）は、飛散防止フィルム貼付事業申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

- 2 前項に規定する申請は、電話や市役所窓口等での口頭のほか、インターネット上の申請フォーム等を活用した申請に代えることができる。
- 3 申請受付は、当該事業に係る予算の上限に達したとき又は当該事業年度の1月末のいずれか早い時期をもって終了する。

(決定)

第8条 市長は、前条の規定に基づき申請があった者について、適正と認められる場合には飛散防止フィルム貼付事業受付簿（様式第2号）に記載し、決定とする。
（辞退）

第9条 申請者が第7条の申請を辞退するときは、飛散防止フィルム貼付事業辞退届（様式第3号）を速やかに市長に提出しなければならない。
（決定の取消し）

第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該申請を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により事業の利用が判明したとき。
- (2) その他市長が不相当と認める理由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により決定を取り消したときは、その理由を付して、飛散防止フィルム貼付事業決定取消通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（費用負担）

第11条 市長は、事業の実施に要する費用を全額負担するものとする。

（事業報告等）

第12条 事業者は、市からの連絡に基づき、速やかに事業を実施するとともに、作業終了後は遅滞なく申請ごとの飛散防止フィルム貼付事業報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 事業者は、市から連絡があったすべての作業を、当該事業年度の2月末までに完了しなければならない。

（免責）

第13条 市及び事業者は、飛散防止フィルムを貼り付けた窓ガラスの破損により発生した事故について、賠償の責任を負わない。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。